

道路運送車両の保安基準(原動機付自転車)について

原動機付自転車の 範囲及び種類

長さ: 2.5m以内
幅 : 1.3m以内
高さ: 2.0m以内

定格出力: 0.6 kW以下
(※第1種原動機付自転車の場合)



立ち乗り電動スクーターに必要な保安装置

後写鏡

前照灯※

制動装置

警音器

方向指示器、速度計
(最高速度20km/h未満は不要)

尾灯、制動灯
(最高速度20km/h未満は不要)

後部反射器

番号灯※
(最高速度20km/h未満は不要)

※前照灯及び番号灯については、令和2年9月に以下の改正を実施

- ✓ 前照灯の取付高さを、地上1m以下であったところ、照明部の上縁の高さが地上1.3m以下、下縁の高さが地上0.5m以上であることとした。
- ✓ 最高速度20km/h未満の原動機付自転車について、番号灯に係る基準を適用しないこととした。